

札幌遠友塾 自主夜間中学 規約

(前文)

「学ぶことが生きることの証と喜びになる」という言葉を掲げて、誰もが教育を受ける権利を有することを実在のものとするために、私たちは1990年4月に「学ぶ場」を設けた。

(名称)

第1条 この「学ぶ場」を、札幌遠友塾自主夜間中学と称する。(以下「遠友塾」という)

(目的)

第2条 遠友塾は、教育を受けることができなかつた人たちが、学びの輪の中で、自己を取りもどし、夢や希望をかなえるためにある。

(事業)

第3条 遠友塾は、次の事業を行う。

- (1) 授業
- (2) 行事(入学式、遠足、クラス発表・忘年会、修了・卒業式)
- (3) その他

(授業)

第4条 授業は、3年の修業年数で修了(卒業)とする。ただし、再度の履修も認める。

- ② 授業は、水曜日の夜間に行う。
- ③ 授業時間は50分とし、2時限授業を行う。

(運営)

第5条 遠友塾を運営していくために、以下のスタッフと会員を募る

- (1) 運営スタッフ
- (2) 賛助会員

(最高決定機関)

第6条 月1回、運営スタッフ全員が集まって会議を行う。

- ② これを全体会議と称し、遠友塾の最高決定機関とする。

(役員)

第7条 遠友塾に、次の役員を置く。役員は運営スタッフよりなる。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 事務局員 数名
- (6) 会計監査 2名

(役員を選出と任期)

第8条 代表と事務局長、会計及び会計監査の選出は、3月の全体会議で行う。

任期は2年とし、再任は妨げない。

- ② 事務局員は年度初めに各学年部会と各教科部会及び広報部会から選出する。
必要に応じて全体会議で補充することができる。任期は1年とし、再任は妨げない。
- ③ 副代表は事務局員より互選される。

(事務局)

第9条 遠友塾の事務局は、専用場所が確保されるまでいずれかの役員の自宅に置く。

- ② 事務局は会計監査を除く役員で構成される。

(会議)

第10条 遠友塾の運営を円滑に行うために次の会議を置く。

- (1) 事務局会議
- (2) 学年部会
- (3) 教科部会
- (4) 全体会議で必要と認めたもの

(経費)

第11条 遠友塾の経費は、授業料と賛助会費及び寄付金による。

(規約改正)

第12条 遠友塾の規約は、全体会議の承認を得て改正することができる。

(内規)

第13条 遠友塾の運営に必要な場合は、遠友塾の趣旨に基づき内規を定めることができる。

〔付則1〕 本規約は、2002年8月21日より施行する。

〔付則2〕 第2条・第5条・第6条・第7条・第9条の改正は、2005年7月16日より施行する。

〔付則3〕 第9条の改正は、2010年6月19日より施行する。

〔付則4〕 第8条の改正は、2011年7月16日より施行する。

〔付則5〕 第8条の改正は、2014年7月19日より施行する。